

組織の在り方についての検討

(1) 全国経営懇の誕生への経過について

1998年5月18日全国民間保育園経営研究懇話会は、結成総会を東京都文京区の機山館で開催して、歩み始めました。

その前年度、全国各地から民主的な保育経営を希求する園長や理事長が京都に集い全国組織の必要性について確認して準備がはじめられたのです。

しかし、その30年前(全国合研誕生以来)から民主的保育経営を探求する園長たちは、全国合研に参加して集い交流会を重ねていたのです。『日本の保育、制度のことから保育運営について』が専ら話題となり、各地の実践を持ち寄って集う、そんな会合を重ねていたのです。

民主的保育経営を探求する園長たちは、年に1度の語り合いでは事足りず、保育園の経営に責任を担う経営者たちが集う「経営セミナー」として発展させてつながりを更に深めていきました(第1回セミナーは1980年に開催され、1回から7回まで全国保育団体連絡会が主催し、8回以降は園長たちによる「民間保育園経営研究セミナー実行委員会」と全国保育団体連絡会の共催で18回まで開催。経営懇結成後の、19回以降は経営懇が主催団体として会を重ねています。全保連の支えによってセミナーが継続され、経営懇結成につながったといえます)。

一方、民間保育園の多くが加盟する全国私立保育園連盟の役割を謳った綱領の精神を発揮する連盟にしようとする力も注いできたのも民主的経営を求める園長たちでした。

前述の綱領は今でも私たち保育経営者の道標としても価値あるものですが、それをつくったのが他にもない井関政勝前経営懇会長をはじめとする全国私立保育連盟の中核を担う民主的保育運営を目指していた諸先輩たちでした。

全国経営懇は、私立保育園連盟の設立当初の目的を取り戻すための役割を果たし、その会で積極的な発言ができるように力をつけようとも話し合っていたので、全国私立保育園連盟に対抗する組織ではなく「懇話会」としたのでした。

保育制度は、2001年から企業も参入できるようになり、市場化の中にさらされることとなって、全国経営懇の会則を見直し改定しました。権利としての社会福祉を謳い、憲法精神、子どもの権利条約、児童福祉法24条、子どもの権利宣言を必要な柱として盛り込みました。保育所保育指針の改定と告示化についても大いに論議しました。

2011年には、新保育制度策定の中で「児童福祉法24条」の削除が検討されていましたが、「児童福祉法24条の市町村の保育の実施責任」は保育の根幹であり、これを守る大運動が必要となって、全保連をはじめ全国私立保育園連盟の方々とも一緒になって運動して、2015年の新保育制度では、「児童福祉法24条1項」として復活させて今日に至ります。

しかし、この私たちが大切にしている「市町村の保育の実施責任」児童福祉法第24条1項が大きな危機に瀕しています。

全国経営懇は、すべての子どもたちの発達保障と保護者の働く権利の保障・社会参加の保障と同時に保育者たちの労働条件の問題など、多くの国民要求に応える保育制度を発展させていくことを会の存在価値と位置づけ、同じようにそれを望む団体との連携を図ることを大事にして目的の実現へと進んでいくことを確認しています。

懇話会というネットワーク的組織を脱却して、民間保育園の経営者組織の一つとして発展させる時期に来ているのではないのでしょうか。組織改革プロジェクトは、そのように考えて検討を重ねてきました。

(2) 組織部、組織検討プロジェクトチームでの協議経過

福祉を取り巻く情勢が厳しさを増すなかで、経営懇の役割は一層重要になってきており、それに見合った組織の拡大や組織の形態が求められています。

①組織部では、今日的な情勢を踏まえ組織の在り方について検討してきました。

『経営懇20年の歴史から何を学ぶのか。経営懇とはどんな組織なのか。組織の在り方を検討する必要がある。懇話会の名称は活動に相応しいのか。加入形態や会費などはこれでいいのか。各地域経営懇の現状やその在り方は。地域と全国の関係性も含めて組織拡大に繋げながらどう考えていくのか。』等、多くの意見・課題が出され論議を重ねてきました。

②組織検討プロジェクトチームで協議

組織部会で出された意見・課題を整理し『全国経営懇の影響力、信頼性をより高めていくには組織の在り方を含めた再検討が必要』と役員会で集約され組織部を中心に2018年10月に組織検討プロジェクトチームが結成され(コロナ禍で約3年中断)2024年3月まで計18回にわたる協議(資料1)を重ねてきました。また、2021年度~2023年度総会(資料2)に取組みの経過報告を行ってきました。

(3) 組織検討プロジェクトの到達点と提案

1) 全国民間保育園経営研究懇話会の名称変更は行わない

全国民間保育園経営研究懇話会(略称:経営懇)の名称は発足以来25年以上使用されており、経営懇傘下の500を超える施設関係者に親しまれ深く浸透しています。また保育関係団体や国・自治体にも広く認知されていますが、一方で活動実態に見合った名称に変更すべきと言う声も上がっています。

懇話会という名称から受けるイメージは、緩やかな繋がり組織のように受け止められがちですが、具体的な活動実態は、社会福祉法人の経営・運営に責任を持つ園長や理事等役員の全国的なネットワーク組織として、憲法、児童福祉法、児童憲章や子どもの権利条約の理念を実現する立場から、保育要求の実現に向け会員が集い、運営・経営を学び交流し運動する全国組織です。

この間、権利としての福祉を掲げ情勢を学び、調査・研究、研修会やセミナーを通して

民間保育園の運営・経営に関する諸問題に向き合い学び交流する場として多くの諸活動を取組んできました。また、国・自治体運動に要求・要望書を出し、その解決に向けて取組んでいます。

名称変更を模索しその浸透に力を注ぐのではなく、この間培ってきた経営懇の歴史と活動に確信を持ち、経営懇の名称をさらに輝かせ発展させる活動に力点を入れるべきだという結論に至りました。

2) 任意団体としての経営懇から、法人格を持った経営懇『一般社団法人(非営利型)』へ移行する

社会福祉の改悪が続く厳しい情勢の下で、法人格取得も視野に入れながら「これからのより良い組織の在り方」について協議を重ねてきました。

経営懇は発足以来約25年間、任意団体として活動を続けてきました。任意団体には、法律の縛りも少なく気軽に運営できるというメリットがありますが、法律行為(契約や財産処分)を団体名義で行えないという負の側面も伴っています。

任意団体には、このような問題が内在していますが、手続きの煩雑さ等で、法人格取得がほぼ不可能な状態でした。このような問題点等も踏まえて2008年に「公益法人制度改革」が行われ、これまでとは比較にならない簡単さで任意団体が法人格を取得できるようになりました。それが「一般社団法人」です。

プロジェクト会議では、任意団体を一般社団法人化した場合のメリット・デメリット(次頁の表)をまとめながら課題や問題点の検討を重ねる中で、一般社団法人(非営利型)取得の優位性『権利義務の主体となれる。任意団体よりも社会的信用力がある。公益性があると思われる。等』を確認してきました。

以下①～④に列挙しました。

①社会的信用力の視点で見ると、法人格を取得することで、社会的信用が増すことが期待できる。例えば、一般社団法人では、代表者に何かあった場合でも事業継続ができる。また法務局で登記されるため法人の事業内容が確認できるところも信用力向上に繋がる。

②権利義務の視点で見ると、一般社団法人は法人名義で法律行為を行えるが、任意団体は法人格がないため、契約の締結や財産管理に苦勞することになり、法律上の権利関係が曖昧になりがちである。

③長期的で安定的な活動の視点では、法人格を取得することにより総会成立要件や役員選出などが義務付けられるために、組織の維持・安定に目を向けることになり、安定した組織運営、中長期的な目標計画を持った組織活動がこれまで以上に期待できる。

④法人格を取得によって、加入施設単位での会員となるために、施設毎の権利・義務が生じ、世代交代や地域組織も含め経営懇を組織として活性化させることに繋がる。

一般社団法人格を取得することにより、経営懇の長期的で安定的な活動や組織の活性化に繋がると確信するものです。経営懇25年の歴史と運動の成果を踏まえ更なる組織の強化・活性化を見据え、新たな一步を踏み出しましょう。

	現在の任意団体の場合	法人化した場合 ※一般社団法人(非営利型)
メリット	<input type="checkbox"/> 柔軟性 任意団体は法的な枠組みが緩やかで、組織運営や活動において柔軟性がある。自己管理により組織が自らの方針や目標を定めやすい。 <input type="checkbox"/> コスト 法人格を取得するには一定のコストが掛かるが、任意団体の場合はこれらのコストを抑える事ができ。経済的なメリットがある。 <input type="checkbox"/> 組織のプライバシー 法人格を取得すると、一定の情報公開が必要とされるが、任意団体は比較的プライバシーが保たれやすい。	<input type="checkbox"/> 社会的地位の向上 一般社団法人としての認知度が高まり、社会的地位の向上が期待できる。 <input type="checkbox"/> 行政や地方自治体への影響力の強化 法人格を持つことで組織の信頼性が向上し、行政や地方自治体への影響力を高める事が期待できる。 <input type="checkbox"/> 会員の権利や法的保護の確保 法人格を持つことで、会員園の権利や法的保護が確保され、組織の透明性も高める事ができる。 <input type="checkbox"/> 長期的で安定的な活動 組織としての活動が安定し、長期的な活動目標や計画の策定が可能になります。
デメリット	<input type="checkbox"/> 任意団体は法人格を取得していない為、法的な制約が少ない反面、組織の行動や責任の所在が明確でない場合がある。 また組織全体としての法的責任が不透明なので、メンバーや個人の責任が問われる可能性がある。 <input type="checkbox"/> 組織の信頼性や透明性が求められる場合、任意団体の形態では不足することがある。 <input type="checkbox"/> 法人格を有する組織に比べ、例えば銀行や寄付者からの資金調達に難しい事がある。法的な信頼性が低いと見なされる事が影響する。	<input type="checkbox"/> 設立時や運営に必要な手続き・コストが増加する可能性がある。 <input type="checkbox"/> 役員や理事会などの組織運営に必要な責任と負担が増加する可能性がある。 <input type="checkbox"/> 一般社団法人として法律に定められた一定の規制等が課せられる為、自由度が低下する可能性がある。